


【高校生チャリプロ】 自転車交通安全テスト（令和8年度）


■ 以下は、法律等に定められている自転車の交通ルール等に関する記述ですが、その正誤について回答してください。

1 令和8年4月1日から、自転車の交通違反に交通反則通告制度が導入されたが、その対象は18歳以上の者である。

2 自転車は、原則として歩道と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければならない。


3 自転車は、道路の左側、右側どちらを通行してもよい。

4  左図のような普通自転車専用通行帯がある車道では、普通自転車は普通自転車通行帯を通行しなければならない。

5  写真のような自転車道が設けられている場所では、自転車は自転車道を通行しなければならない。

6 普通自転車で歩道を通行できる場合、歩道の中央から車道寄りを徐行（すぐに止まれる速度で進行）しなければならない。


7 普通自転車で歩道を通行できる場合、歩行者の通行を妨げることとなるときは、徐行しなければならない。



8  写真のような普通自転車通行指定部分が設けられている歩道では、普通自転車は普通自転車通行指定部分を徐行しなければならない。

9 自転車で路側帯を通行する場合、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行しなければならないが、白の二本線で標示された路側帯（歩行者用路側帯）のときは、路側帯内を通行することはできない。

10 自転車で車道を通行している場合、横断歩道を横断中又は横断しようとする歩行者がいるときは、横断歩道の直前で一時停止し、その通行を妨げないようにしなければならない。

11 幅が広い道路では、自転車は並進してもよい。

12  写真のような「歩行者用信号」に『歩行者・自転車専用』の標示がある場合は、自転車は車道を通行しているときでも、歩行者用信号に従わなければならない。

- 13 左右の見通しがきかない交差点や、道路の曲がり角付近では徐行しなければならない。
- 14  この標識は一時停止を義務づけているものであるが、自動車や原動機付自転車などが対象であり、自転車は含まれない。
- 15  自転車で交差点を右折する場合、対向車両に注意しながら、左図にあるとおり、最短距離で素早く交差点から出なければならない。
- 16 自転車で交差点に進入する場合、交差道路を通行する車両や道路を横断する歩行者などに特に注意し、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。
- 17 交差道路が優先道路である場合や進行してきた道路よりも明らかに幅員が広い場合は、交差道路を通行する車両の進行を妨害してはならず、かつ、交差点に進入するときは徐行しなければならない。
- 18 自転車で他の車両の通行を妨害する目的で、急な割込み、蛇行運転等をしてはいけない。
- 19 道に迷ったのでスマートフォンで地図を見ながらゆっくりと自転車を運転してもよい。
- 20 交通量の少ない道路では、自転車の二人乗りをしてもよい。
- 21 傘を差しながらの自転車の運転は、不安定で危険であるから、徐行しなければならない。
- 22 周囲の音が聞き取れない大音量で音楽等を聴きながら自転車を運転してはいけない。
- 23 ブレーキがない自転車や、ブレーキが故障した自転車を運転してはいけない。
- 24 夜間、街灯が設置されている道路では、自転車のライトを点灯しなくてもよい。
- 25 自転車を運転するときは、ヘルメットの着用が努力義務とされている。
- 26 自転車同士の交通事故の場合は、相手と話をしてお互いに納得できた場合に限り、警察に事故の届出をしなくてもよい
- 27 自転車で信号無視等の交通違反を、3年以内に2回以上行った場合、自転車運転者講習制度を受けなければならないが、高校生もその対象となる。
- 28 自転車運転者講習の受講命令に従わなくても、処罰されることはない。
- 29 高校生でも自転車による加害事故で高額な賠償責任を求められた事例がある。
- 30 兵庫県は、条例で全ての自転車利用者に自転車損害賠償保険等への加入を義務付けている。